

防衛庁訓令第6号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基づき、自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令を次のように定める。

昭和49年3月12日

防衛庁長官 山 中 貞 則

自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令

改正	昭和53年6月1日庁訓第27号	平成14年3月29日庁訓第38号
	昭和54年4月16日庁訓第24号	平成15年3月19日庁訓第5号
	昭和54年6月22日空自訓第13号	平成16年3月26日庁訓第12号
	昭和55年12月5日庁訓第40号	平成18年7月28日庁訓第83号
	昭和63年2月25日庁訓第2号	平成19年1月5日庁訓第1号
	平成元年3月24日庁訓第28号	平成19年7月31日省訓第45号
	平成5年11月16日庁訓第51号	平成21年3月27日省訓第22号
	平成10年11月30日庁訓第45号	平成22年3月25日省訓第8号
	平成11年12月7日庁訓第56号	平成23年4月1日省訓第16号
	平成12年3月3日海自訓第6号	平成25年9月18日省訓第48号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章（以下「き章」という。）の制式及び着用者について定めるものとする。

（種類及び制式）

第2条 き章の種類及び制式は、別表第1のとおりとする。

（着用者の範囲）

第3条 き章の着用者は、別表第2のとおりとする。

（着用区分及び着用要領）

第4条 き章の着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

附 則（抄）

1 この訓令は、昭和49年3月12日から施行する。

2 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。

(1) レンジャーき章の制式等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第43号）

(2) 航空学生き章の制式等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第68号）

(3) 航空き章及び潜水艦き章に関する訓令（昭和37年海上自衛隊訓令第27号）

附 則（昭和53年6月1日庁訓第27号）（抄）

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月16日庁訓第24号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和54年4月11日から施行する。

附 則（昭和54年6月22日空自訓第13号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和54年6月22日から施行する。

附 則（昭和55年12月 5 日庁訓第40号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和55年12月 5 日から施行する。

附 則（昭和63年 2月25日庁訓第 2号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和63年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3月24日庁訓第28号）

この訓令は、平成元年 3月24日から施行する。

附 則（平成 5年11月16日庁訓第51号）

- 1 この訓令は、平成 6年 3月31日から施行する。
- 2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成 3年総理府令第37号）附則第 2 項の規定により同府令による改正前の自衛隊法施行規則別表第 2 (1)イに規定する冬服上衣、婦人冬服上衣、第 1 種夏服上衣及び婦人第 1 種夏服上衣を用いる場合の職種き章の着用区分及び着用要領は、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成10年11月30日庁訓第45号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年 3月31日から施行する。

附 則（平成11年12月 7 日庁訓第56号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年12月20日から施行する。

附 則（平成12年 3月 3 日海自訓第 6号）

- 1 この訓令は、平成12年 3月 9 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 3月29日庁訓第38号）（抄）

- 1 この訓令は、平成14年 3月29日から施行する。

附 則（平成15年 3月19日庁訓第 5号）（抄）

- 1 この訓令は、平成15年 3月19日から施行する。

附 則（平成16年 3月26日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成16年 3月26日から施行する。

附 則（平成18年 7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年 7月31日から施行する。

附 則（平成19年 1月 5 日庁訓第 1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年 1月 9 日から施行する。

附 則（平成19年 7月31日省訓第45号）

- 1 この訓令は、平成19年 7月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれらに貸与し、若しくは支給するために保管されているこの訓令による改正前の自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令別表第 1 の規定による営内班長き章、服務指導准尉き章、航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、不発弾処理き章、体力き章、格闘き章及びスキーき章は、この訓令による改正後の自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令別表第 1 の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成21年 3月27日省訓第22号）

- 1 この訓令は、平成21年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3月25日省訓第 8号）

- 1 この訓令は、平成22年 3月26日から施行する。

附 則（平成23年 4月 1日省訓第16号）

- 1 この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年 9月18日省訓第48号）

- この訓令は、平成25年 9月18日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

き章の種類	制 式	
募集広報き章	いぶし銀色の金属製のものとし、翼及びいかりの中央に、桜星を桜葉で抱擁したものを配したものとし、桜星の中央には、金色の金属製の募という文字を配するものとする。 形状及び寸法は、図 1 - 1 及び図 1 - 2 のとおりとする。	
営内班長き章	金色の金属製のもの又は緑色の布製台地に茶糸で縫取りをしたものとし、隊舎を模したものの中央に、桜星を配したものとする。 形状及び寸法は、図 2 のとおりとする。	
服務指導准尉き章	金色の金属製のもの又は緑色の布製台地に茶糸で縫取りをしたものとし、桜星を中心にし、その両側に金剛石を模したものを配したものとする。 形状及び寸法は、図 3 のとおりとする。	
航空学生き章	海上自衛官の場合	黒色の布製台地に、銀モール製のいかりを中心に、その両側に金モール製の翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図 4 のとおりとする。
	航空自衛官の場合	紺灰色の布製台地に、金モール製の桜花を中心に、その両側に銀モール製の翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図 4 のとおりとする。
内務班長き章	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、3枚の羽根を模したものの中央に、円で囲まれた桜花を配したものとする。金属製及び合成樹脂製のものの桜花は、金色とする。 形状及び寸法は、図 5 のとおりとする。	
	陸上自衛官の場合	金色の金属製のもの又は緑色の布製台地に茶糸で縫取りをしたものとし、盾の中央に桜花を配したものを中心にして、その両側に翼を配したものとする。ただし、航法以外の航空業務に係わる航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下この表及び別表第 2 において「技能証明訓令」という。）第 3 条の規定による高級航空士、上級航空士又は航空士（以下この表及び別表第 2 において「航空士」という。）の航空従事者技能証明を有する者にあつては、いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りしたものとする。 形状及び寸法は、図 6 のとおりとする。
		金色の金属製のものとし、桜花及びいかりを中心に、その両側に

航空き章	海上自衛官の場合	翼を配したものとする。ただし、航空士の航空従事者技能証明を有する者にあつては、いぶし銀色とする。 形状及び寸法は、図6のとおりとする。
	航空自衛官の場合	技能証明訓令第3条の規定による高級操縦士、上級操縦士、操縦士、上級L操縦士、L操縦士、上級H操縦士又はH操縦士（以下この表及び別表第2において「操縦士」という。）の航空従事者技能証明を有する者が着用するもの いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、桜花をわしで抱擁したものとする。 形状及び寸法は、図6のとおりとする。
	航空士の航空従事者技能証明を有する者	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、桜花を中心にして、その両側に翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図6のとおりとする。
航空管制き章	陸上自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、管制塔の管制室を中心にして左右互い違いに稲妻を配したものを中心にして、その両側に翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図7のとおりとする。
	海上自衛官の場合	金色の金属製のものとし、管制塔、桜花、いかり及びレーダースコープを組み合わせたものを中心にして、その両側に翼を配したものとする。ただし、海曹長以下の自衛官にあつては、いぶし銀色とする。 形状及び寸法は、図7のとおりとする。
	航空自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、桜花の中央に管制塔を配したものを中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。 形状及び寸法は、図7のとおりとする。
レンジャーキ章	陸上自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、金剛石を中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。ただし、陸上幕僚長の定める者にあつては、金色の金属製のもの又は緑色の布製台地に茶糸で縫取りをしたものとする。 形状及び寸法は、図8のとおりとする。
	航空自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、金剛石を中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。

		形状及び寸法は、図 8 のとおりとする。
空 挺 き 章	陸上自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、落下傘を中心にして、その両側に翼を配したものとする。形状及び寸法は、図 9 のとおりとする。
	航空自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、落下傘を中心にして、その両側に翼を配したものとする。形状及び寸法は、図 9 のとおりとする。
不発弾処理き章	陸上自衛官の場合	いぶし銀色の金属製の桜星及び金色の金属製の弾丸を中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製の桜葉を配したもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした桜星及び茶糸で縫取りをした弾丸を中心にして、その両側に黒糸で縫取りをした桜葉を配したものとする。形状及び寸法は、図 10-1 のとおりとする。
	航空自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、ミサイル、稲妻、桜花及び盾を組み合わせたものを中心にして、両側に月桂樹の葉を配したものとする。形状及び寸法は、図 10-1 のとおりとする。
特殊作戦き章		赤色の金属製の日の丸、いぶし銀色の金属製の剣、金色及び銀色の金属製のとび並びに銀色の金属製の桜星を組み合わせたものを中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製のさかきを配したもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした日の丸及び剣並びに茶糸で縫取りをしたとび及び桜星を中心にして、その両側に黒糸で縫取りをしたさかきを配したものとする。形状及び寸法は、図 10-2 のとおりとする。
冬季遊撃き章		赤色の金属製の山椒の 3 つの実を中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製の山椒の葉を配し、山椒の実の上部に金色の金属製の桜花を配したもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした山椒の 3 つの実を中心にして、その両側に山椒の葉を配し、山椒の実の上部に桜花を配したものとする。形状及び寸法は、図 10-3 のとおりとする。
自由降下き章		いぶし銀色の金属製の落下傘を中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製の翼を配し、落下傘の上部に金色で縁取りした紺色の金属製の円を配し、その中央に金色の金属製の F F の記号を配したもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした落下傘を中心にして、その両側に翼を配し、落下傘の上部に円を配し、その中央に F F の記号を配したものとする。形状及び寸法は、図 10-4 のとおりとする。
水陸両用き章		いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、偵察用ボート、パドル及び桜花を組み合わせたものを中心にして、その両側に荒波を配したものとする。形状及び寸法は、図 10-5 のとおりとする。
		いぶし銀色の金属製の偵察用ボート、パドル、フィン及び桜花並びに深青色の金属製の渦流を組み合わせたものを中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製の荒波を配し

洋上潜入り章	<p>たもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした偵察用ボート、パドル、フィン及び桜花並びに茶糸で縫取りをした渦流を組み合わせたものを中心にして、その両側に黒糸で縫取りをした荒波を配したものとする。</p> <p>形状及び寸法は、図10-6のとおりとする。</p>
艇長き章	<p>いぶし銀色の金属製の偵察用ボート及び桜花並びに金色の金属製の柄の先端が矢印のパドルを組み合わせたものを中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製の荒波を配したもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした偵察用ボート及び桜花並びに茶糸で縫取りをした柄の先端が矢印のパドルを組み合わせたものを中心にして、その両側に黒糸で縫取りをした荒波を配したものとする。</p> <p>形状及び寸法は、図10-7のとおりとする。</p>
水路潜入り章	<p>いぶし銀色の金属製の偵察用ボート、フィン及び桜花並びに金色の金属製の柄の先端が矢印のパドル並びに深青色の金属製の渦流を組み合わせたものを中心にして、その両側にいぶし銀色の金属製の荒波を配したもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをした偵察用ボート、フィン及び桜花並びに茶糸で縫取りをした柄の先端が矢印のパドル及び渦流を組み合わせたものを中心にして、その両側に黒糸で縫取りをした荒波を配したものとする。</p> <p>形状及び寸法は、図10-8のとおりとする。</p>
水上艦艇き章	<p>金色の金属製のものとし、桜花、艦型及びいかりを組み合わせたものを中心にして、その両側に波を配したものとする。ただし、海上幕僚長の定める者にあつては、いぶし銀色とする。</p> <p>形状及び寸法は、図11-1のとおりとする。</p>
潜水艦き章	<p>金色の金属製のものとし、桜花及びいかりを中心にして、その両側にしやち及び波を配したものとする。ただし、海曹長以下の海上自衛官にあつては、いぶし銀色とする。</p> <p>形状及び寸法は、図11-2のとおりとする。</p>
潜水員き章	<p>金色の金属製のものとし、潜水ヘルメット及び桜花を中心にして、その両側にしやち、月桂樹の葉及び水中処分の衝撃波を配したものとする。ただし、海曹長以下の海上自衛官にあつては、いぶし銀色とする。</p> <p>形状及び寸法は、図12のとおりとする。</p>
特別警備き章	<p>金色の金属製のもの又は紺色の布製台地に銀糸で縫取りをしたものとし、こうもり、いかり及びさそりを組み合わせたものとする。</p> <p>形状及び寸法は、図13のとおりとする。</p>
兵器管制き章	<p>いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、六角形の盾、レーダー、航空機及び稲妻を組み合わせたものを中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。</p> <p>形状及び寸法は、図14のとおりとする。</p>
高射管制き章	<p>いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、日の丸、地対空誘導弾を模した3本の矢及び山を組み合わせたものを中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。</p>

	形状及び寸法は、図 15 のとおりとする。	
航空医官き章	海上自衛官の場合	金色の金属製のものとし、桜葉、いかり及び盾の中央にへびつえを配したものを中心にして、その両側に翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図 16-1 のとおりとする。
	航空自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、桜及び盾の中央にへびつえを配したものを中心にして、その両側に翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図 16-1 のとおりとする。
潜水医官き章	金色の金属製のものとし、桜花、いかり及び盾の中央にへびつえを配したものを中心として、その両側にしやち及び波を配したものとする。 形状及び寸法は、図 16-2 のとおりとする。	
体力き章	陸上自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、表面が 6 面の星を模したものを中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。 形状及び寸法は、図 17 のとおりとする。
	海上自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のものとし、表面が 6 面の星を模したものを中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。ただし、海上幕僚長の定める者にあつては、6 面の星を模したものを金色とする。 形状及び寸法は、図 17 のとおりとする。
	航空自衛官の場合	いぶし銀色の金属製のもの、紺色の布製台地を貼り付けたいぶし銀色の合成樹脂製のもの又は灰色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、表面が 6 面の星を模したものを中心にして、その両側に月桂樹の葉を配したものとする。 形状及び寸法は、図 17 のとおりとする。
射撃き章	いぶし銀色の金属製のものとし、桜花、標的及び照星を桜葉で抱擁したものとする。ただし、陸上幕僚長の定める者にあつては、照星を金色とする。 形状及び寸法は、図 18 のとおりとする。	
格闘き章	いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、盾と 2 先の剣 2 本を組み合わせたものを中心にして、両側に月桂樹の葉を配したものとする。ただし、陸上幕僚長の定める者にあつては、盾と 2 先の剣 2 本を金色又は茶糸で縫取りしたものとする。 形状及び寸法は、図 19 のとおりとする。	
スキーき章	いぶし銀色の金属製のもの又は緑色の布製台地に黒糸で縫取りをしたものとし、スキーと雪の結晶を組み合わせたものを中心にして、両側に月桂樹の葉を配したものとする。ただし、陸上幕僚長の定める者にあつては、雪の結晶を金色又は茶糸で縫取りしたものとする。 形状及び寸法は、図 20 のとおりとする。	
	普通科の場合	金色の金属製のものとし、小銃、桜星及び月桂樹の葉を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 21(1) のとおりとする。

職 種 き 章

機甲科 の場合	金色の金属製のものとし、戦車及び天馬を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (2) のとおりとする。
特 科 の場合	金色の金属製のものとし、砲口、加農砲及びロケット弾を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (3) アのとおりとする。 ただし、高射特科の場合は、金色の金属製のものとし、高射機関砲及び対空誘導弾を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (3) イのとおりとする。
情報科 の場合	金色の金属製のものとし、金鳥、日本刀、望遠鏡及び鍵を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (4) のとおりとする。
航空科 の場合	金色の金属製のものとし、回転翼を中央に配した盾を中心にして、その両側に翼を配したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (5) のとおりとする。
施設科 の場合	金色の金属製のものとし、城及び橋を組み合わせてEの形に模したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (6) のとおりとする。
通信科 の場合	金色の金属製のものとし、稲妻及びのろしを組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (7) のとおりとする。
武器科 の場合	金色の金属製のものとし、火炎弾及びスパナを組み合わせてかぶとに模したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (8) のとおりとする。
需品科 の場合	金色の金属製のものとし、鍵、ロート及び三日月を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (9) のとおりとする。
輸送科 の場合	金色の金属製のものとし、ハンドルを中央に、その外側にだ輪を、だ輪の左右の線を翼として配したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (10) のとおりとする。
化学科 の場合	金色の金属製のものとし、フラスコに桜星を配したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (11) のとおりとする。
警務科 の場合	金色の金属製のものとし、警の文字を中央に配した旭光を中心にして、その下方に警棒及び桜葉を配したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (12) のとおりとする。
会計科 の場合	金色の金属製のものとし、ダイヤモンドを中央に、その外側に桜葉を、桜葉の茎部にはF i nの記号を配したものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (13) のとおりとする。
衛生科 の場合	金色の金属製のものとし、へびつえ及び桜花を組み合わせたものとする。 形状及び寸法は、図 2 1 (14) のとおりとする。
音楽科 の場合	金色の金属製のものとし、リラの下部に桜星を配し、外側を円で囲つたものとする。

形状及び寸法は、図 2 1 (15) のとおりとする。

図 1 - 1 募集広報き章の形状及び寸法



図 1 - 2 募集広報き章の形状及び寸法



図 2 営内班長き章の形状及び寸法

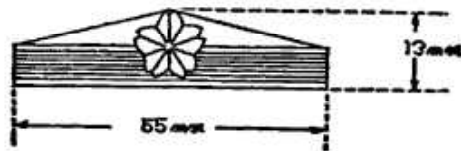


図 3 服務指導准尉き章の形状及び寸法

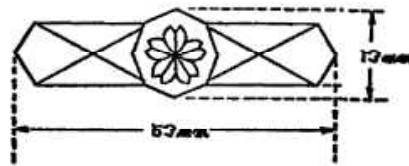
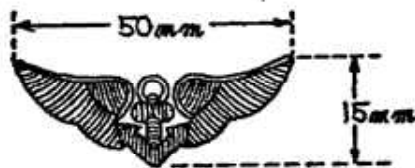


図 4 航空学生き章の形状及び寸法

海上自衛官の場合



航空自衛官の場合



図5 内務班長き章の形状及び寸法

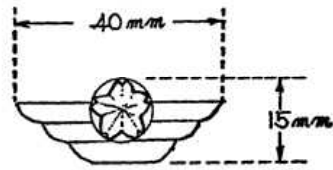


図6 航空き章の形状及び寸法

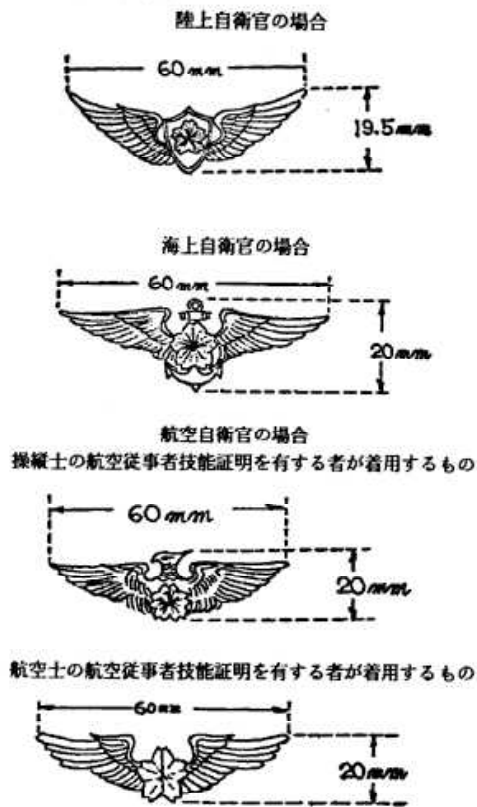
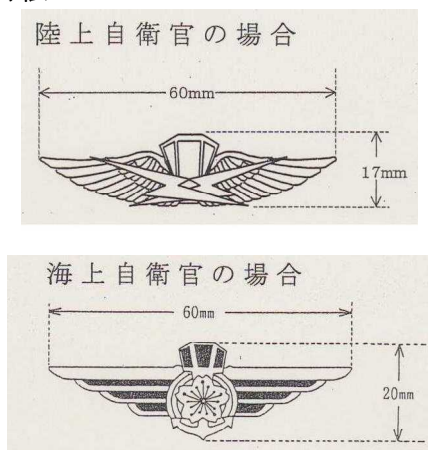


図7 航空管制き章の形状及び寸法



航空自衛官の場合

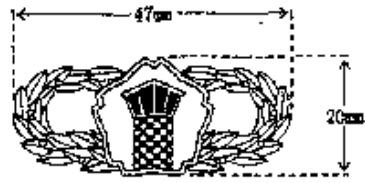


図8 レンジャーき章の形状及び寸法

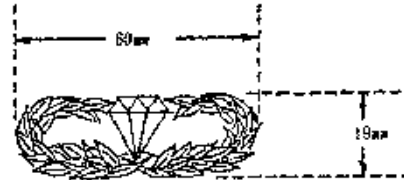
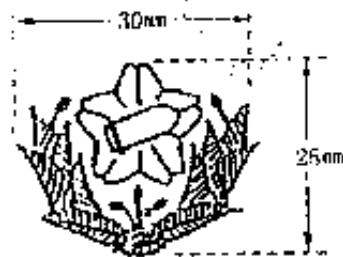


図9 空挺き章の形状及び寸法



図10-1 不発弾処理き章の形状及び寸法

陸上自衛官の場合



航空自衛官の場合

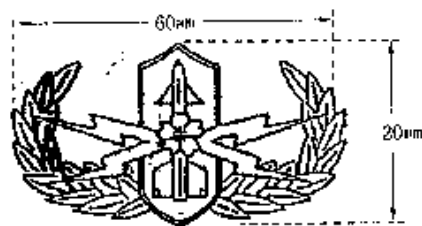


図10-2 特殊作戦き章の形状及び寸法

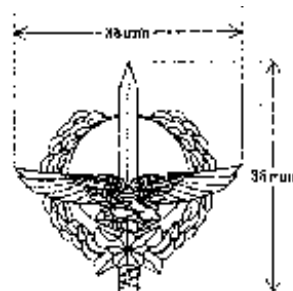


図10-3 冬季遊撃き章の形状及び寸法



図10-4 自由降下き章の形状及び寸法

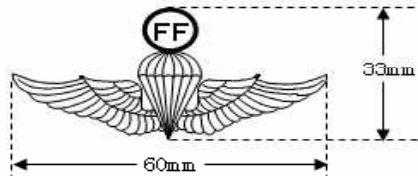


図10-5 水陸両用き章の形状及び寸法

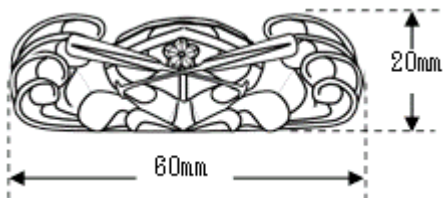


図10-6 洋上潜入り章の形状及び寸法

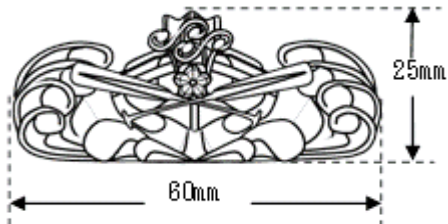


図10-7 艇長き章の形状及び寸法

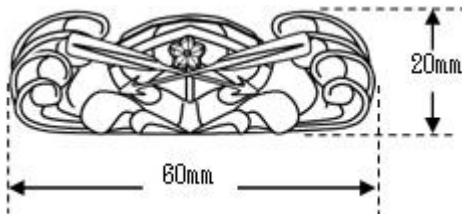


図10-8 水路潜入り章の形状及び寸法

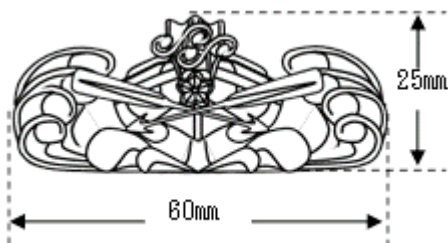


図11-1 水上艦艇き章の形状及び寸法

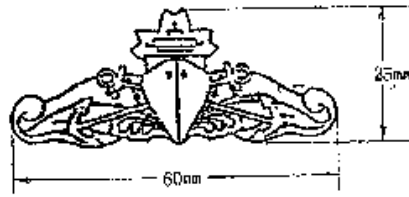


図11-2 潜水艦艇き章の形状及び寸法

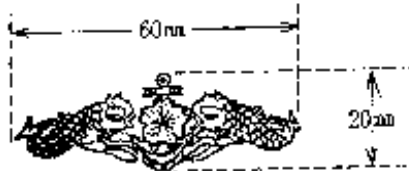


図12 潜水員き章の形状及び寸法

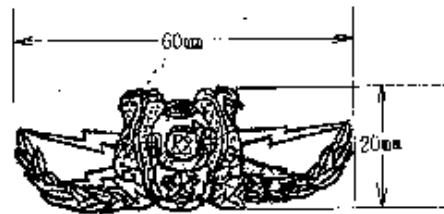


図13 特別警備き章の形状及び寸法

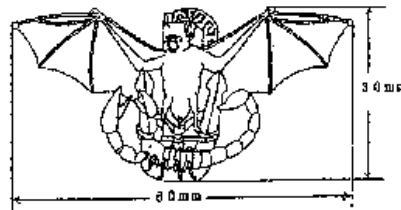


図14 兵器管制き章の形状及び寸法

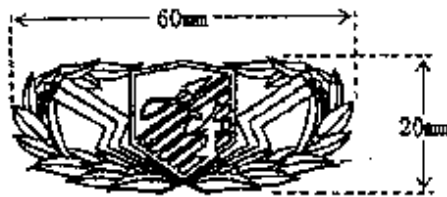


図15 高射管制き章の形状及び寸法

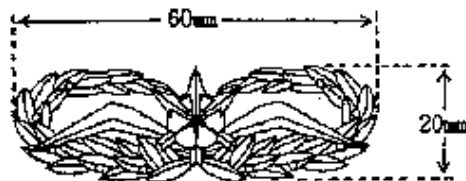


図15-2 航空医官き章の形状及び寸法

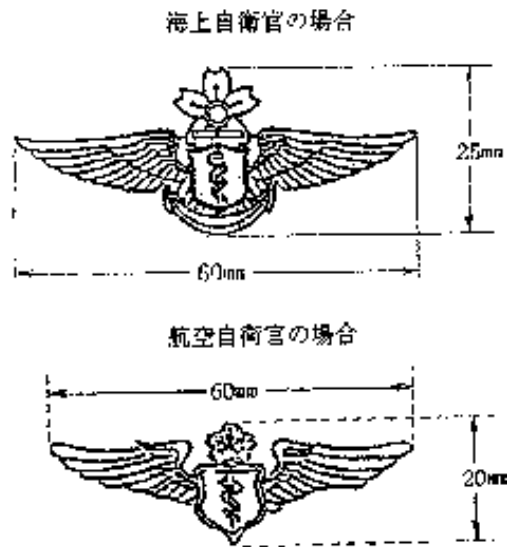


図16-2 潜水医官き章の形状及び寸法

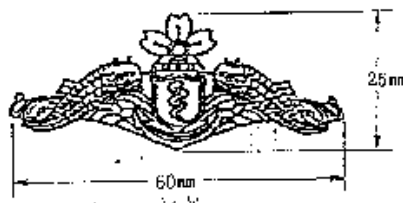


図17 体力き章の形状及び寸法



図18 射撃き章の形状及び寸法

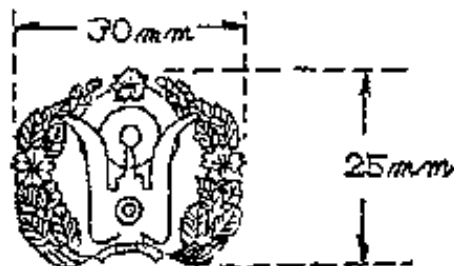


図19 格闘き章の形状及び寸法

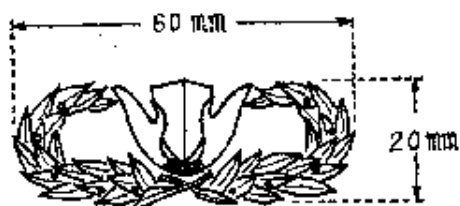


図20 スキーキ章の形状及び寸法

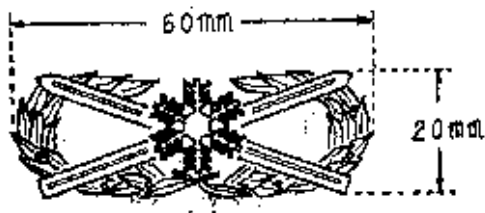
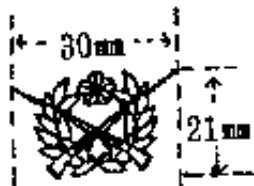
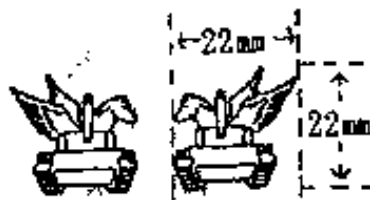


図21 職種キ章の形状及び寸法

(1) 普通科の場合

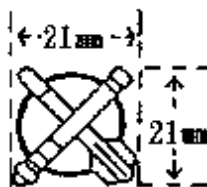


(2) 機甲科の場合

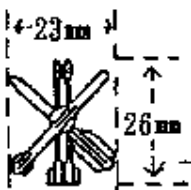


(3) 特科の場合

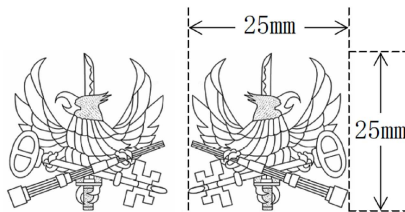
ア 特科（高射特科を除く。）の場合



イ 高射特科の場合



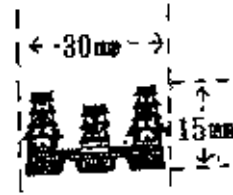
(4) 情報科の場合



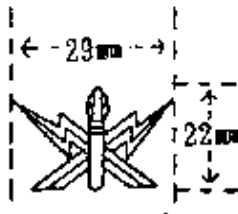
(5) 航空科の場合



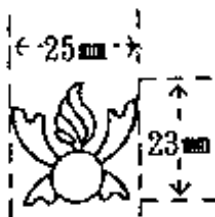
(6) 施設科の場合



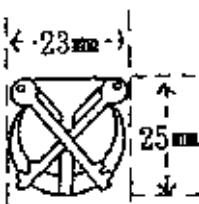
(7) 通信科の場合



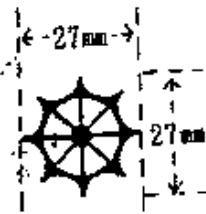
(8) 武器科の場合



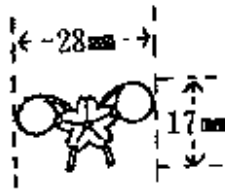
(9) 需品科の場合



(10) 輸送科の場合



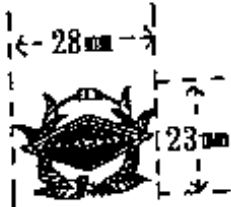
(11) 化学科の場合



(12) 警務科の場合



(13) 会計科の場合



(14) 衛生科の場合



(15) 音楽科の場合



別表第2（第3条関係）

き章の種類	着用者	
募集広報き章	地方協力本部に勤務する自衛官で、募集広報に従事することを命ぜられているもの	
営内班長き章	陸上自衛隊服務規則（昭和34年陸上自衛隊訓令第38号）第13条第1項の規定により営内班長を命ぜられている陸上自衛官	
服務指導准尉き章	陸上自衛隊の編制に関する訓令（昭和44年陸上自衛隊訓令第11号）に定める中隊（隊）付准尉又は先任陸曹の職務を命ぜられている陸上自衛官（方面総監又は防衛大臣直轄部隊若しくは機関の長がこれらに準ずる職務を行っていることを認める陸上自衛官を含む。）	
航空学生き章	航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第2条の規定により航空学生を命ぜられている自衛官及び幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第8条の規定により飛行幹部候補生を命ぜられている自衛官のうち、技能証明訓令第3条の規定による航空従事者技能証明を受けていないもの	
内務班長き章	自衛隊法施行規則第51条に規定する営舎（以下この表において「営舎」という。）における生活に関する服務について、営舎に居住する航空自衛官の指導を主任として行うことを命ぜられた航空自衛官で、営舎に居住するもの	
航空き章	操縦士又は航空士の航空従事者技能証明を有する自衛官	
航空管制き章	国土交通大臣の定める航空交通管制技能証明を有する自衛官	
レンジャーキ章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）第23条又は第33条の課程において、レンジャー又は空挺レンジャーの教育訓練（同訓令の施行前に行われたこれに準ずる教育訓練を含む。）を修了した陸上自衛官及び航空自衛官並びに同訓令第16条、第26条又は第42条の規定による集合教育において、レンジャーの教育訓練（同訓令の施行前に行われたこれに準ずる教育訓練を含む。）を陸上幕僚長が定める期間受けた陸上自衛官及び航空自衛官	
空挺き章	空挺従事者の取扱に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第39号）第4条の空挺基本訓練課程を修了した陸上自衛官及び航空自衛官	
不発弾処理き章	陸上自衛官の場合	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第26条又は第42条の規定による集合教育において、不発弾の処理に関する教育訓練を陸上幕僚長が定める期間受けた陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官
	航空自衛官の場合	航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第78条の規定による講習において、不発弾処理に関する教育訓練を受けた航空自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると航空幕僚長が認める航空自衛官
特殊作戦き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第23条又は第33条の課程において、特殊作戦に関する教育訓練を修了した陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官のうち陸上幕僚長が定める者	
冬季遊撃き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第23条又は第33条の課程において、冬季遊撃に関する教育訓練を修了した陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を	

	有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官
自由降下き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第14条、第23条又は第33条の課程において、自由降下の教育訓練を修了した陸上自衛官
水陸両用き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第14条、第23条又は第33条の課程において、水陸両用に関する教育訓練を修了した陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官
洋上潜入き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第14条、第23条又は第33条の課程において、水陸両用及び洋上潜入に関する教育訓練を修了した陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官
艇長き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第23条又は第33条の課程において、水陸両用及び艇長に関する教育訓練を修了した陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官
水路潜入き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第23条又は第33条の課程において、水陸両用、洋上潜入及び艇長に関する教育訓練を修了した陸上自衛官及びこの者と同等以上の技能を有すると陸上幕僚長が認める陸上自衛官
水上艦艇き章	船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第2号）第2条に規定する運航又は機関の資格を有し、かつ、自衛艦（潜水艦（練習潜水艦を含む。以下この表において同じ。）を除く。）の乗艦経験が4年を超える海上自衛官で海上幕僚長が定める者又はこれと同等の技能を有すると海上幕僚長が認める海上自衛官
潜水艦き章	海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第27条第2項の規定により置かれる潜水艦乗員の課程のうち海上幕僚長が指定するものを修了し、かつ、潜水艦の乗艦経歴が6月を超える海上自衛官及び潜水艦の乗艦経歴が3年を超える海上自衛官
潜水員き章	海上自衛隊の教育訓練に関する訓令第27条第2項の規定により置かれる課程のうち、潜水に関する課程として海上幕僚長が定めるものを修了した海上自衛官
特別警備き章	海上自衛隊の教育訓練に関する訓令第27条第2項の規定により置かれる課程のうち、特別警備に関する課程として海上幕僚長が定めるものを修了した海上自衛官
兵器管制き章	航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第73条第1項の規定により実施される兵器管制に関する技能検定において、航空幕僚長が定める基準に合格した航空自衛官
高射管制き章	航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第73条第1項の規定により実施される高射管制又は高射指令に関する技能検定において、航空幕僚長が定める基準に合格した航空自衛官
航空医官き章	航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第49条第1項の規定により置かれる課程において航空医学に関する教育訓練を修了した後、航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）第2条第3号に規定する操縦士等（以下この表において「操縦士等」という。）に対する航空身体検査その他操縦士等の保健衛生に関する業務に2年以上従事した医師たる海上自衛官又は航空自衛官及びこの者と同等の技能を有すると海上幕僚長が

	認める医師たる海上自衛官又は航空幕僚長が認める医師たる航空自衛官
潜水医官き章	潜水医学に関する課程を修了した後、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第10条に規定する潜水艦乗員及び潜水員に対する健康診断その他潜水艦乗員及び潜水員の保健衛生に関する業務に2年以上従事した医師たる海上自衛官
体力き章	体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）第3条の規定により実施される体力測定において、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める基準以上の成績を修めた陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官
射撃き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第53条第1項の規定により実施される射撃に関する技能検定において、陸上幕僚長が定める基準以上の成績を修めた陸上自衛官
格闘き章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第53条第1項の規定により実施される格闘に関する技能検定において、陸上幕僚長が定める基準以上の成績を修めた陸上自衛官
スキーき章	陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第53条第1項の規定により実施されるスキーに関する技能検定において、陸上幕僚長が定める基準以上の成績を修めた陸上自衛官
職種き章	陸上自衛官の職種に関する訓令（昭和13年陸上自衛隊訓令第18号）第3条の規定に基づき職種を指定されている陸上自衛官